

バイ・ふじのくに交流クーポン券協賛事業所募集要領

1. 事業の趣旨

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小山町内の飲食店及び宿泊施設において飲食及び宿泊する際に使用できるバイ・ふじのくに交流クーポン券を忍野村民及び山中湖村民に交付することで、忍野村及び山中湖村との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少に直面する町内事業者に対する経済的支援につなげることを目的とする。

2. 事業の概要

- (1) 名 称 バイ・ふじのくに交流クーポン (以下、「クーポン」という。)
- (2) 発 行 者 小山町
- (3) 発 行 額 総額324万円
- (4) 発行内容 総数1,320枚
(飲食利用クーポン額面1,000円840枚、宿泊クーポン額面5,000円480枚)
- (5) 交付期間 令和2年10月1日(木)～令和3年1月31日(日)
- (6) 使用期間 令和2年10月1日(木)～令和3年1月31日(日)
- (7) 利用対象者 忍野村民及び山中湖村民

※忍野村役場及び山中湖村役場にて村民向けに配架します。

3. クーポンの取り扱いに係る厳守事項

- (1) クーポンは飲食物の販売や宿泊などの取引において利用可能です。
- (2) クーポンと現金の交換は禁止しています。
- (3) クーポン利用条件以外でのクーポンは受け取らないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 利用期間を過ぎたクーポンは受け取らないでください。
- (7) クーポン利用時に身分証の提示を求め、忍野村及び山中湖村の住人であることを確認してください。
- (8) クーポンの盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

4. クーポンの利用対象となるもの

- (1) 飲食物（1会計税込2,000円以上の利用時のみ）
- (2) 飲食物の提供を受けるための役務（1会計税込2,000円以上の利用時のみ）
- (3) 宿泊料金（2名以上での利用時のみ）
- (4) 宿泊のために受ける役務（2名以上での利用時のみ）

※1会計1枚のクーポン利用とします。

5. 協賛事業所資格

小山町内に店舗などの事業所を有する飲食店事業者及び宿泊事業者とし、次の（1）から（2）に該当する事業者を除いたものとします。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (2) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 協賛事業所の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 協賛事業所であることが明確になるよう、配布する告知ツール(告知ポスター等)を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 対象者が使用されるクーポンについて、受け取って問題ないかの確認をしてください。確認用として見本券を配布するので、クーポンを取り扱うすべての方(従業員等)に周知してください。なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに小山町役場商工観光課に通報してください。
- (3) クーポンを受け取った時は、再流出を防止するためクーポン裏面に協賛事業所名と協賛事業所番号を記載することとし、既に記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 登録時に店舗名と記載された協賛事業所名が異なると換金できない場合があります。店舗名が変更になった場合は、直ちに小山町役場商工観光課に連絡してください。
- (5) クーポンの交換及び売買は行わないでください。利用期間中における飲食等の代金及び宿泊代金として使用されたクーポンのみ換金可能です。
- (6) 大量のクーポンを一度に使用するなど「第三者への譲渡等が疑われるケース」を覚地した場合には、直ちに小山町役場商工観光課にご連絡ください。
- (7) バイ・ふじのくに交流クーポン事業の運営にご協力ください。

7. 申込みについて

(1) 申込方法

協賛事業所に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、以下の①及び②の方法で申請してください。複数店舗を有する事業者の場合は、各店舗ではなく事業者単位で申請してください。各店舗の登録店情報は、店舗毎に様式1に記入してください。

①「協賛事業所登録申請書兼誓約書」(様式1)をFAXする。

FAX：0550-76-2795 (小山町役場商工観光課)

②「協賛事業所登録申請書兼誓約書」(様式1)を郵送する。

〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2 小山町役場商工観光課宛

(2) 申込期間

令和2年9月10日～令和2年9月30日 (以後期間中は随時受付)

※小山町HPへの掲載

(3) 登録手数料

無料

(4) 協賛事業所の登録

登録店舗は、審査により承認・登録し、小山町ホームページに掲載します。

審査結果については、小山町役場商工観光課から通知を郵送します。

また、店舗に掲載していただく告知ツールは、後日配布します。

8. 協賛事業所登録の取り消し

小山町は、次のような事由が生じた場合には、協賛事業所におけるクーポン受領の有無にかかわらず、協賛事業所登録を解除することができます。

この場合、小山町は、クーポンの換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

(1) 事業者(事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。以下、この項において同じ。)が、クーポンの換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合。

(2) 事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合

(3) 登録承認後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当する事が判明するなど、「5.協賛事業所資格」の欠格条項に該当することとなった場合

(4) その他事業者に小山町の信頼を損ない協賛事業所登録の存続を困難とする次のような重大な理由がある場合

① 小山町の名誉や信用等を毀損又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

② 小山町の業務を妨害又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

③ その他「募集要領」に違反する行為が認められたとき。

9. 換金について

- (1) 使用済のクーポンを換金するため、換金申請書兼請求書に記入し、クーポン券を添えて、あらかじめ指定する日までに小山町役場商工観光課へ提出してください。
※換金日は改めてお知らせします。
- (2) 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、特定事業者登録申請書兼誓約書の「申請者名」又は「店舗名」）で一括して換金してください。
- (3) 換金請求期間は令和2年10月1日～令和3年2月17日（予定）までです。
※期間経過後の換金には一切応じられません。ご注意ください。

10. その他の留意事項

- (1) 「募集要領」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 「募集要領」を含むこの事業の取り扱いに追加・変更があった場合は、小山町ホームページでお知らせします。
- (3) 問合せ先：小山町役場商工観光課
TEL：0550-76-6114
FAX：0550-76-2795

※本募集要領は令和2年9月1日時点の状況で制定された内容であり、事業の実施に伴い取扱が変更となる場合がございます。

また、取扱店舗が商品券を取り扱うにあたり、必要となる事務の内容や、注意すべき事項、事務の手順等を記載した『取扱店舗事務マニュアル』や取扱店舗であることを示す表示物などを9月下旬に配布する予定としています。